

調査等業務の低入札価格調査における調査基準価格の計算式の見直しについて

中日本高速道路株式会社では、調査等業務の低入札価格調査における調査基準価格の計算式につきまして、下表のとおり、見直しを行いましたのでお知らせします。この見直しは、令和6年7月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

【調査基準価格】業種区分に応じて、①から④までに掲げる額の合計額とする

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接費	諸経費の額に10分の <u>5.0</u> を乗じて得た額 (見直し前：4.8)	-	-
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設計業務	技術業務直接人件費の額	技術業務直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5.0</u> を乗じて得た額 (見直し前：4.8)
土質地質調査等	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	技術業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>5.0</u> を乗じて得た額 (見直し前：4.8)
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5.0</u> を乗じて得た額 (見直し前：4.5)

調査等業務の低入札価格調査の詳細は、弊社WEBサイトの「[調査等業務の低入札価格調査に関する事務取扱について（入札公告等の日が令和6年7月1日からの調査等に適用）](#)」をご確認ください。